

## 柏市建築物環境配慮指針

### 1 建築物の環境配慮事項

(1) 建築主は、建築物がエネルギーの消費、資源の消費、廃棄物の排出等により及ぼす敷地外の環境に対する影響の低減を図るため、建築物の新築、増築又は改築の際に次に掲げる措置を講じなければならない。

#### ア エネルギー使用の合理化

- (ア) 建築物の熱負荷抑制
- (イ) 自然エネルギー利用
- (ウ) 設備システムの高効率化
- (エ) 効率的運用

#### イ 資源の適正な利用

- (ア) 水資源保護
- (イ) 非再生性資源の使用量削減
- (ウ) 汚染物質含有材料の使用回避

#### ウ 敷地外環境の保全

- (ア) 地球温暖化への配慮
- (イ) 地域環境への配慮
- (ウ) 周辺環境への配慮

(2) 建築主は、建築物を使用する者にとって重要な室内環境及び室外環境、建築物の長寿命化のために必要な維持管理のしやすさ及び耐久性など、建築物の環境品質の向上を図るため、建築物の新築、増築又は改築の際に次に掲げる措置を講じなければならない。

#### ア 室内環境の向上

- (ア) 音環境の向上
- (イ) 温熱環境の向上
- (ウ) 光・視環境の向上
- (エ) 空気質環境の向上

#### イ サービス性能の向上

- (ア) 機能性の向上
- (イ) 耐用性及び信頼性の向上

- (ウ) 対応性及び更新性の向上
- ウ 室外環境（敷地内）保全・向上への配慮
  - (ア) 生物資源の保全と創出
  - (イ) まちなみ及び景観への配慮
  - (ウ) 地域性及びアメニティへの配慮

## 2 地球温暖化対策の推進を図るための措置の内容についての評価方法

建築物の新築, 増築又は改築の際に講じる地球温暖化対策の推進を図るための措置の内容についての評価は, 市長が別に定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法を用いて行わなければならない。

### 附 則

この告示は, 平成23年1月1日から施行する。